



栃木県公報

令和4(2022)年
12月15日(木)
号外
第64号

目次

公安委員会

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用することができる申請等及びその手続を定める規則の一部改正…………… 1
- 栃木県道路交通法施行細則及び栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正…………… 1
- 栃木県公安委員会公印規程の一部改正…………… 8

公安委員会

栃木県公安委員会規則第10号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用することができる申請等及びその手続を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月15日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用することができる申請等及びその手続を定める規則の一部を改正する規則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用することができる申請等及びその手続を定める規則（平成17年栃木県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
1 警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項	1 警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
2・3 略		2・3 略	
4 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、 <u>第8条第1項</u> 及び第8条の5第1項	4 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び <u>第8条第1項</u>
<u>5 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）</u>	第8条第1項		
<u>6 略</u>		<u>5 略</u>	

附則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

栃木県公安委員会規則第11号

栃木県道路交通法施行細則及び栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月15日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県道路交通法施行細則及び栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第17条 略 <u>(是正措置命令)</u> 第17条の2 法第74条の3第8項の規定による是正措置命令は、 <u>是正措置命令書(別記様式第11号の2)</u> を交付して行うものとする。 第4章 略	第17条 略 第4章 略

別表第1の添付32(裏)中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。
別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号 (第17条関係)

解 任 命 令 書

年 月 日

殿

栃木県公安委員会

道路交通法第74条の3第6項の規定に基づきあなたの選任している安全運転管理者(副安全運転管理者)の解任を下記の理由により命じます。

解 任 を 命 ず る 安 全 運 転 管 理 者 (副 安 全 運 転 管 理 者)	
理 由	

教示 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木県公安委員会に対して審査請求をすることができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第11号の次に次の1様式を加える。

別記様式第11号の2（第17条の2関係）

是 正 措 置 命 令 書

年 月 日

殿

栃木県公安委員会

道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき是正のために必要な措置をとるべきことを下記の理由により命じます。

是 正 の た め に
必 要 な 措 置

理 由

教示 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木県公安委員会に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年栃木県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 略</p> <p><u>（是正措置命令）</u></p> <p>第3条の2 <u>法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定による是正措置命令は、是正措置命令書（別記様式第3号の2）を交付して行うものとする。</u></p>	<p>第3条 略</p>

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号 (第3条関係)

解 任 命 令 書

年 月 日

殿

栃木県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項の規定により、あなたの選任している安全運転管理者（副安全運転管理者）の解任を下記の理由により命じます。

解 任 を 命 ず る 安 全 運 転 管 理 者 (副 安 全 運 転 管 理 者)	
理 由	

教示 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木県公安委員会に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号の2 (第3条の2関係)

是 正 措 置 命 令 書

年 月 日

殿

栃木県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定により、是正のために必要な措置をとるべきことを下記の理由により命じます。

是 正 の た め に
必 要 な 措 置

理 由

教示 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木県公安委員会に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県公安委員会規程第3号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月15日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程（昭和42年栃木県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前						
別表						別表						
公印の種類	制式		寸法 [ミリメートル]	使用区分	保管責任者	公印の種類	制式		寸法 [ミリメートル]	使用区分	保管責任者	
	形式	書体					形式	書体				
略						略						
14号印	栃木県公安委員会印	てん書	方24	略	略	14号印	栃木県公安委員会印	てん書	方24	略	略	
				自動車運転代 行業認定証、 解任命令書、 <u>是正措置命令書</u> 、認定に関する 通知書、認定に関する 協議書、認定 取消処分通知書、認定取消 しに関する協議書、変更届 出に関する通知書、認定証 の返納に関する通知書、指 示書、指示に関する通知書、 営業停止命令書、営業 停止命令に関する協議書、 営業廃止命令書、営業廃止 命令に関する協議書、講師 指定書、安全 運転管理者講習通知書、副 安全運転管理者講習通知書、安全運転						自動車運転代 行業認定証、 解任命令書 ____、認定に関する 通知書、認定に関する 協議書、認定 取消処分通知書、認定取消 しに関する協議書、変更届 出に関する通知書、認定証 の返納に関する通知書、指 示書、指示に関する通知書、 営業停止命令書、営業 停止命令に関する協議書、 営業廃止命令書、営業廃止 命令に関する協議書、講師 指定書、安全 運転管理者講習通知書、副 安全運転管理者講習通知書、安全運転		

			管理者等講習 受講証明書、 自転車運転者 講習受講命令 書、命令通知 書、命令執行 通知書、命令 書返送書及び 自転車運転者 講習終了証書 の証印用				管理者等講習 受講証明書、 自転車運転者 講習受講命令 書、命令通知 書、命令執行 通知書、命令 書返送書及び 自転車運転者 講習終了証書 の証印用	
			略	略			略	略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。